栃木市人権施策推進審議会傍聴要領

１　傍聴手続

(1)　会議を傍聴しようとする者は、自己の氏名及び住所を傍聴者受付簿に記入しなければならない。

(2)　傍聴の受付けは、会議の開催時刻の概ね３０分前から行うものとする。ただし、受付け開始時に定員を超える希望者があるときは、抽選等により傍聴者を決定する。

２　傍聴の制限

(1)　次に規定する各号のいずれかに該当すると認められる者は、会議を傍聴することができない。

ア　酒気を帯びていると認められる者

イ　会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼす恐れがあると認められる者

ウ　ア及びイに掲げるもののほか、会議の長が傍聴を不適当と認める者

(2)　会議の長は、傍聴席が満員となった場合その他必要があると認める場合は、傍聴を制限することができる。

３　遵守事項

傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1)　みだりに傍聴席を離れないこと。

(2)　私語談話又は拍手等をしないこと。

(3)　議事に批評を加え、又は賛否を表明しないこと。

(4)　飲食又は喫煙をしないこと。

(5)　会議の長の許可なく、撮影又は録音等を行わないこと。

(6)　前各号のほか、会議の妨害となるような挙動をしないこと。

(7)　傍聴者は、会議の長の指示に従うこと。